

【重要な会計方針】

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」並びに「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」（以下、「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

1. 運営費交付金収益の計上基準

(1) 看護専門学校事業、勤労者予防医療センター事業の業務経費期間進行基準を採用しております。

(2) 上記（看護専門学校事業、勤労者予防医療センター事業の業務経費）以外費用進行基準を採用しております。

これは、当機構の業務は多岐に亘っており、それぞれが複雑に関連していること等から、看護専門学校事業、勤労者予防医療センター事業の業務経費以外については、個々の業務の達成度の把握や一定の期間の経過を業務の進行とみなすことについて客観的な基準が示せず、業務と交付金の対応関係を示すことが困難であることから、業務達成基準、期間進行基準を採用しておりません。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法は総平均法による低価法を採用しております。

3. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6 ～ 47 年
構築物	10 ～ 50 年
器具・備品	4 ～ 20 年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5 年
--------	-----

4. 貸倒引当金・求償権償却引当金の計上基準

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権の貸倒引当金は、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権の貸倒引当金等は、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 賞与引当金の計上基準

(1) 労災病院事業

労災病院事業については、運営費交付金等により財源措置がなされていないため、職員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

(2) 労災病院事業以外

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除した額を計上しております。

6. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

(1) 労災病院事業

労災病院事業については、運営費交付金等により財源措置がなされていないため、職員の退職給付に備え、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき引当金を計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(2) 労災病院事業以外

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額のうち、退職一時金に係る債務については、事業年度末に在籍する役職員について、当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前事業年度末の退職給付見積額を控除した額とし、厚生年金基金に係る年金債務については、年金債務に係る当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除した額を計上しております。

7. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

8. 未収財源措置予定額の計上基準

融資資金貸付金の回収業務について、その債権の貸倒償却が行われた場合には償却した事業年度に償却相当額が補助金交付されることから貸倒引当金の額に相当する額を計上しております。

9. 資産見返補助金等の計上方法

未払賃金代位弁済求償権及び援護資金貸付金について、貸付金等の残高から貸倒引当金を控除した額等を計上しております。

10. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計上方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

(2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成24年3月末利回りを参考に0.985%で計算しております。

11. リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

12. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

13. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

【重要な会計方針の変更】

(非特定償却資産の減損処理)

特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）以外の償却資産については、前事業年度まで、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額を損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上していましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、減損損失の科目により臨時損失として計上する方法に変更しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、当期純損失が1,364,605,862円（既往事業年度の減損額788,298,294円を含む。）増加し、資本剰余金（損益外減損損失累計額）（借方）が同額減少しております。

なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。また、セグメントに与える影響は、「開示すべきセグメント情報」に記載しております。

【表示方法の変更】

1. 受託業務に係る表示

メンタルヘルス対策支援センター事業等の受託業務に係る収益及び費用について、前事業年度においてはそれぞれ経常収益の雑益及び経常費用の一般管理費（経費）に含めておりましたが、重要性が増したことに伴い、当事業年度より、それぞれ経常収益の政府受託収入及び経常費用の受託経費として表示しております。また、メンタルヘルス対策支援センター事業等の受託業務に係る支出について、前事業年度においては業務活動によるキャッシュ・フローのその他の業務支出に含めておりましたが、重要性が増したことに伴い、当事業年度より、業務活動によるキャッシュ・フローの受託業務支出として表示しております。

なお、前事業年度において、雑益に含めていた政府受託収入は647,034,356円、一般管理費（経費）に含めていた受託経費は639,496,553円、その他の業務支出に含めていた受託業務支出は723,539,268円であります。また、セグメント別の内訳は、「開示すべきセグメント情報」に記載しております。

2. 地方公共団体からの補助金に係る表示

地方公共団体からの補助金に係る収益について、前事業年度においては経常収益の雑益に含めておりましたが、重要性が増したことに伴い、当事業年度より、経常収益の補助金等収益（その他補助金収益）として表示しております。

なお、前事業年度において、雑益に含めていた補助金等収益（その他補助金収益）は479,941,163円であります。また、セグメント別の内訳は、「開示すべきセグメント情報」に記載しております。

【注記事項】

〔貸借対照表関係〕

1. 運営費交付金の国からの財源措置から充当されるべき賞与の見積額

485,817,110 円

2. 運営費交付金の国からの財源措置から充当されるべき退職給付の見積額

16,172,355,953 円

※3. 〔金融商品の状況及び時価等の関係〕

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については、預金及び公債に限定し、金融機関からの借入により資金を調達しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、会計細則等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、公債のみを保有しており株式等は保有しておりません。

借入金の使途は労働安全衛生融資業務に係る貸付金財源の借換資金であり、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	105,203,060,548	105,203,060,548	—
(2) 医業未収金	43,984,561,497	43,984,561,497	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 (満期保有目的の債券)	38,266,449,403	38,342,172,000	75,722,597
(4) 未収金	1,073,536,234	1,073,536,234	—
(5) 融資資金貸付金	966,627,904	966,627,904	—
(6) 援護資金貸付金	14,954,799	14,954,799	—
(7) 破産更生債権等	217,337,213	217,337,213	—
(8) 未払賃金代位弁済求償権	11,021,706,689	11,021,706,689	—
(9) 1年以内返済長期借入金	(2,463,435,000)	(2,463,435,000)	(—)
(10) 買掛金	(14,475,347,679)	(14,475,347,679)	(—)
(11) 未払金	(21,341,483,752)	(21,341,483,752)	(—)

(注) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 医業未収金、(4) 未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 融資資金貸付金、(6) 援護資金貸付金、(7) 破産更生債権等、(8) 未払賃金代位弁済求償権

これらについては、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(9) 1年以内返済長期借入金、(10) 買掛金、(11) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

[資産除去債務に関する事項]

4. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

水質汚濁防止法上の特定施設に該当する当法人の病院敷地について、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染調査が義務付けられておりますが、その履行時期が明らかになっていないものについては、これらの債務履行に係る費用を合理的に見積もることができないため、当該義務に係る資産除去債務を計上しておりません。

〔損益計算書関係〕

※5. 医療事業費 経費の内訳

謝金	15,715,035,123 円
光熱水費	4,160,080,211 円
修繕費	2,370,038,635 円
賃借料	3,504,355,115 円
雑役務費	7,546,869,671 円
業務委託費	17,659,887,013 円
その他	9,962,871,068 円
計	60,919,136,836 円

※6. 医療事業費 材料費の内訳

薬品費	36,707,486,231 円
診療材料費	23,235,606,845 円
医療消耗備品費	8,394,858,626 円
その他	936,254,362 円
計	69,274,206,064 円

※7. 未払賃金立替払業務費用の内訳

求償権償却引当金繰入	15,284,062,924 円
------------	------------------

※8. 一般管理費 経費の内訳

謝金	714,237,058 円
賃借料	510,024,500 円
雑役務費	273,586,264 円
業務委託費	172,951,895 円
その他	314,868,257 円
計	1,985,667,974 円

※9. 医療事業収入の内訳

入院収入	195,028,364,719 円
外来収入	73,158,568,734 円
その他	8,346,379,683 円
計	276,533,313,136 円

※10. 東日本大震災による影響について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴って当期に発生した被災施設に係る修繕費用525,781,667円を臨時損失の災害損失に、また対応する財源措置（補助金）について525,781,667円を臨時利益の施設費収益に計上しております。

〔キャッシュ・フロー計算書関係〕

※11. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	105,203,060,548 円
現金及び預金勘定のうち定期預金	△ 33,671,843,872 円
資金期末残高	71,531,216,676 円

12. 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得	4,246,493,732 円
--------------------	-----------------

〔行政サービス実施コスト計算書関係〕

※13. 引当外賞与見積額

①当事業年度末の引当外賞与見積額	485,817,110 円
②前事業年度末の引当外賞与見積額	508,069,155 円
(差引)引当外賞与見積額(①－②)	△ 22,252,045 円

※14. 引当外退職給付増加見積額

①当事業年度末の退職給付見積額	17,587,670,503 円
②前事業年度末の退職給付見積額	16,572,527,844 円
③退職者に係る前事業年度末退職給付見積相当額	1,062,983,750 円
(差引)引当外退職給付増加見積額(①－②－③)	△ 47,841,091 円

※15. 引当外退職給付増加見積額のうち国又は地方公共団体からの出向役職員に係るもの

人数	66 名
期間中における純増加額	81,813,125 円

16. 行政サービス実施コストのうち労災病院の運営に係るもの

業務費用	
損益計算書上の費用	277,451,587,269 円
(控除)自己収入等	△ 274,989,192,703 円
損益外減損損失相当額	462,741,404 円
損益外除売却差額相当額	837,660,511 円
引当外退職給付増加見積額	411,800 円
機会費用	1,877,660,696 円
行政サービス実施コスト	5,640,868,977 円

※17. 〔退職給付関係〕

(1) 採用している退職給付制度の概要

採用している退職給付制度は、厚生年金基金制度及び退職一時金制度です。

(2) 退職給付債務に関する事項

①退職給付債務	318,889,837,871 円
---------	-------------------

②未認識数理計算上の差異	△ 21,541,760,976 円
③年金資産	△ 77,657,493,191 円
退職給付引当金	219,690,583,704 円

注) 労災病院事業以外については、退職給付引当金は計上しておりません。

(3) 退職給付費用に関する事項

I. 労災病院事業に係るもの

①勤務費用	13,458,597,027 円
②利息費用	5,500,950,951 円
③期待運用収益	△ 1,891,918,860 円
④掛金拠出金	△ 2,572,382,612 円
⑤数理計算上の差異の費用処理額	3,044,093,139 円
退職給付費用	17,539,339,645 円

II. 労災病院事業以外に係るもの

①掛金拠出額	239,320,099 円
②退職手当	1,062,881,781 円
退職給付費用	1,302,201,880 円

注) 退職手当は退職一時金制度に係る引当外退職給付に係る当期支給額であります。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①割引率

1.8%

②期待運用収益率（厚生年金基金制度）

2.5%

③退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

④数理計算上の差異の処理年数

厚生年金基金制度 7年

退職一時金制度 9年

注) 費用処理は発生の翌事業年度からそれぞれの処理年数で行っております。

※詳細説明は、「事業報告書 4. 財務情報」の「(1) 財務諸表の概況」に記載しております。

18. [重要な債務負担行為]

以下の工事契約を締結しております。

(1) 千葉労災病院増改築工事	6,641,652,500 円
(2) 岡山労災病院増改築工事	5,035,446,000 円
(3) 熊本労災病院増改築工事	3,571,119,200 円
(4) 総合せき損センター増改築工事	4,512,190,000 円

※19. [固定資産の減損関係]

I 減損を認識した固定資産

(1) 青森労災病院職員宿舎他 2 件

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 職員宿舎等

場 所 青森県八戸市他

種類及び帳簿価額 建物等 帳簿価額 28,134,499円

イ 減損の認識に至った経緯

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下しており、当該資産の全部の使用が想定されていないため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種 類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
建 物	28,134,466円	—
構築物	—	—
土 地	—	—

エ 回収可能サービス価額

建物等 正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、売却見込みがないため備忘価額を用いております。

(2) 青森労災病院職員宿舎他 9 件

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 職員宿舎等

場 所 青森県八戸市他

種類及び帳簿価額 建物等 帳簿価額 493,200円

土 地 帳簿価額 244,411,865円

イ 減損の認識に至った経緯

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下しており、当該資産の全部の使用が想定されていないため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種 類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
建 物	—	—
構築物	—	—
土 地	—	63,493,217円

エ 回収可能サービス価額

建物等 正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、不動産鑑定評価額に基づいており、

帳簿価格を下回っていないため、減損損失は計上しておりません。

土 地 正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、不動産鑑定評価額を用いております。

(3) 旧九州労災病院

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 病院跡地

場 所 福岡県北九州市

種類及び帳簿価額 建物等 帳簿価額 548,175,043円

土 地 帳簿価額 2,039,765,317円

イ 減損の認識に至った経緯

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下しており、当該資産の全部の使用が想定されていないため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種 類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
建 物	539,915,704円	—
構築物	8,257,398円	—
土 地	—	1,187,546,481円

エ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認められた理由
病院は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物・構築物を一体としてそのサービスを提供するものと認められました。

オ 回収可能サービス価額

建物等 正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、売却見込みがないため備忘価額を用いております。

土 地 正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、不動産鑑定評価額及び公示価格等を用いております。

(4) 旧労災リハビリテーション千葉作業所

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 労災リハビリテーション作業所跡地

場 所 千葉県長生郡

種類及び帳簿価額 建物等 帳簿価額 232,771,454円

土 地 帳簿価額 178,672,934円

イ 減損の認識に至った経緯

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下しており、当該資産の全部の使用が想定されていないため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資

産ごとの内訳

種 類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
建 物	—	229,920,774円
構築物	—	2,649,384円
立木竹	—	201,090円
土 地	—	—

エ 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供すると認められた理由
作業所は、建物・設備が一体となって初めて成り立つものであり、建物・構築物を一体としてそのサービスを提供するものと認められました。

オ 回収可能サービス価額

建物等 正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、売却見込みがないため備忘価額を用いております。

土 地 正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、公示価格等に基づいており、帳簿価格を下回っていないため、減損損失は計上しておりません。

(5) 水上荘

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 休養所

場 所 群馬県利根郡

種類及び帳簿価額 土 地 帳簿価額 44,096,300円

イ 減損の認識に至った経緯

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下しており、当該資産の全部の使用が想定されていないため、減損を認識しております。

ウ 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種 類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
土 地	—	—

エ 回収可能サービス価額

土 地 正味売却価額としております。

正味売却価額の算定に当たっては、不動産鑑定評価額に基づいており、帳簿価額を下回っていないため、減損損失は計上しておりません。

II 減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）

(1) 北海道中央労災病院せき損センター看護師宿舎

ア 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用 途 看護師宿舎

場 所 北海道美唄市他

種類及び帳簿価額 建 物 帳簿価額 132,693,210円

イ 認められた減損の兆候の概要

固定資産が使用されている範囲について、当該資産の使用可能性が著しく低下しているため、減損の兆候が認められました。

ウ 当該資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在している根拠

全80戸の内、未使用となっている46戸についても、経常的な保守管理を行っており、今後も職員の入居が見込まれているため、減損の認識に至りませんでした。

III 独立行政法人自らが固定資産の全部又は一部につき使用しないという決定を行った場合であって、その決定が翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定をした固定資産

(1) 千葉労災病院

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用 途 病院

場 所 千葉県市原市

イ 使用しなくなる日 平成26年度(予定)

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

千葉労災病院は増改築工事を行う予定となっており、一部の既存建物等は使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

種類及び帳簿価額 建物等 当事業年度の期末帳簿価額 484,017,922円

回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

(2) 岡山労災病院

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用 途 病院

場 所 岡山県岡山市

イ 使用しなくなる日 平成25年度(予定)

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

岡山労災病院は増改築工事を行う予定となっており、一部の既存建物等は使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

種類及び帳簿価額 建物等 当事業年度の期末帳簿価額 299,780,280円

回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

(3) 熊本労災病院

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用 途 病院

場 所 熊本県八代市

イ 使用しなくなる日 平成25年度(予定)

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

熊本労災病院は増改築工事を行う予定となっており、一部の既存建物等は使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

種類及び帳簿価額 建物等 当事業年度の期末帳簿価額 122,707,542円

回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

(4) 総合せき損センター

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用 途 病院

場 所 福岡県飯塚市

イ 使用しなくなる日 平成26年度(予定)

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

総合せき損センターは増改築工事を行う予定となっており、一部の既存建物等は使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

種類及び帳簿価額 建物等 当事業年度の期末帳簿価額 521,570,341円

回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

(5) 労災リハビリテーション宮城作業所

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用 途 被災労働者（外傷性せき髄損傷者及び両下肢に重度の障害を受けた者）

の社会復帰の促進のためのリハビリテーション作業施設

場 所 宮城県宮城郡

イ 使用しなくなる日 平成26年3月31日

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

入所率の低下等の運用実績を踏まえ、作業所の効率化、有効利用の観点から、使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

種類及び帳簿価額 建物等 当事業年度の期末帳簿価額 35,026,466円

土地 当事業年度の期末帳簿価額 794,835,112円

回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

(6) 労災リハビリテーション福井作業所

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用途 被災労働者（外傷性せき髄損傷者及び両下肢に重度の障害を受けた者）
の社会復帰の促進のためのリハビリテーション作業施設

場所 福井県鯖江市

イ 使用しなくなる日 平成25年3月31日

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

入所率の低下等の運用実績を踏まえ、作業所の効率化、有効利用の観点から、使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

種類及び帳簿価額 建物等 当事業年度の期末帳簿価額 27,919,521円

土地 当事業年度の期末帳簿価額 496,916,201円

回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

(7) 労災リハビリテーション愛知作業所

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用途 被災労働者（外傷性せき髄損傷者及び両下肢に重度の障害を受けた者）
の社会復帰の促進のためのリハビリテーション作業施設

場所 愛知県瀬戸市

イ 使用しなくなる日 平成25年3月31日

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

入所率の低下等の運用実績を踏まえ、作業所の効率化、有効利用の観点から、使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

種類及び帳簿価額 建物等 当事業年度の期末帳簿価額 207,634,162円

回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

(8) 労災リハビリテーション福岡作業所

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用途 被災労働者（外傷性せき髄損傷者及び両下肢に重度の障害を受けた者）
の社会復帰の促進のためのリハビリテーション作業施設

場 所 福岡県宗像市

イ 使用しなくなる日 平成26年3月31日

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

入所率の低下等の運用実績を踏まえ、作業所の効率化、有効利用の観点から、使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

種類及び帳簿価額 建物等 当事業年度の期末帳簿価額 60,208,737円

土地 当事業年度の期末帳簿価額 235,214,090円

回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

(9) 労災リハビリテーション長野作業所

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、場所等の概要

用 途 被災労働者（外傷性せき髄損傷者及び両下肢に重度の障害を受けた者）
の社会復帰の促進のためのリハビリテーション作業施設

場 所 長野県諏訪郡

イ 使用しなくなる日 平成28年3月31日

ウ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

入所率の低下等の運用実績を踏まえ、作業所の効率化、有効利用の観点から、使用しないという決定を行いました。

エ 将来の使用しなくなる日における固定資産の種類、帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損の見込額

種類及び帳簿価額 建物等 当事業年度の期末帳簿価額 268,131,111円

土地 当事業年度の期末帳簿価額 306,168,713円

回収可能サービス価額及び減損額の見込額は、算定が困難なため記載しておりません。

20. [不要財産に係る国庫納付等の関係]

1 恵那荘跡地

(1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

用 途 休養所

場 所 岐阜県恵那市

種類及び帳簿価額 土地 帳簿価額 6,945,300円

(2) 不要財産となった理由

平成11年12月、総務庁(当時)から「労働者災害補償保険事業に関する行政観察結果に基づく勧告」を受けたこと。

(3) 国庫納付等の方法

譲渡収入による国庫納付(独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第7条第3項)

(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

5,454,240円(内消費税及び地方消費税額0円)

- (5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額 0円
- (6) 国庫納付等の額 5,454,240円
- (7) 国庫納付等が行われた年月日 平成24年3月7日
- (8) 減資額 33,590,227円

2 第1期中期目標期間の最後の事業年度における運営費交付金債務の精算収益化額

- (1) 不要財産として国庫納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要
種類及び帳簿価額 現金及び預金 帳簿価額等 1,588,670,239円

- (2) 不要財産となった理由

当機構の第1期中期目標期間の最後の事業年度（平成20年度）における運営費交付金債務について、独立行政法人会計基準に基づき、精算収益化を行っているところであるが、独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令に基づき、運営費交付金を充当して業務を行う勘定については、それ以外の勘定と明確に区分して経理を行う必要があり、当該精算収益化額に相当する額等については、当機構において活用できないため、将来にわたり業務を実施するうえで必要がない財産と認められること。

- (3) 国庫納付等の方法

現物納付による国庫納付（独立行政法人通則法第46条の2第1項）

- (4) 国庫納付等が行われた日 平成24年1月17日
- (5) 減資額 0円